

証券コード2412  
平成28年6月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号  
株式会社ベネフィット・ワン  
代表取締役社長 白石 徳 生

## 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

先の平成28年熊本地震により、被災されました株主の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番4号  
パソナグループ本部 8階ホール  
（末尾の会場案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
【報告事項】
  1. 第21期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
【決議事項】
  - 第1号議案 取締役10名選任の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の決定の件

#### 4. その他株主総会に関する決定事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使いただけます。また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 連結計算書類の連結注記表、連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第14条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.benefit-one.co.jp/>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.benefit-one.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  4. 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 第21期 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部で弱さもみられるものの緩やかな回復基調が続いています。一方で、個人消費や輸出・生産は横ばいで推移しており、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動による影響に留意が必要な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループでは福利厚生事業で培ったサービスインフラを有効に活用しながら様々な事業を多面的に展開するとともに、国内で培った事業モデルの海外展開も推進しております。

主力の「福利厚生事業」においては、経営の効率化や従業員の満足度向上施策として、引き続き民間企業・官公庁への提案営業を積極的に行うとともに中堅・中小企業の開拓にも注力し、従業員等が福利厚生メニューを個別に選択できるサービスである「カフェテリアプラン」の導入企業も拡大したことから、業績は順調に推移しました。

報奨金等をポイント化して管理・運営する「インセンティブ事業」においては既存顧客を中心にポイント付与が進み、取引先と協業で個人顧客向けにサービスを展開する「パーソナル事業」においては主要取引先を中心に会員数が大幅に増加しました。

主力事業が順調に拡大し、業績をけん引した結果、当連結会計年度の売上高は26,053百万円（前期比20.4%増）、営業利益は4,355百万円（前期比29.9%増）、経常利益は4,313百万円（前期比29.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,737百万円（前期比38.0%増）となりました。

当社グループは、主に国内における福利厚生代行サービスを中心に会員制サービス事業を展開しておりますが、事業セグメントを集約した結果、報告すべきセグメントは会員制サービス事業のみであるためセグメント情報の記載を省略しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、主にシステム開発投資、本社移転関連投資等を実施しております。

当連結会計年度の設備投資等の総額は737百万円であります。

なお、大分県別府市に所有していた固定資産である福利厚生会員向け宿泊施設等（帳簿価額858百万円）は、平成27年5月に譲渡いたしました。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 会社の経営の基本方針

当社グループは、『『良いものをより安く、より便利に』、サービスの流通創造を通して人々に感動と喜びを提供する』を企業理念に、会員企業従業員の方のニーズにお応えし、社会の発展に貢献する所存であります。

また、業績の向上を図り、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

### ② 目標とする経営指標

当社グループでは、主力の福利厚生事業で培った経営資源を有効活用しながら新たな事業を多角的に展開してまいりました。多角化を図るうえでは単なる規模の拡大のみを志向せず、バランスの取れた収益力の確保や強化を重要な経営課題と捉え、既存事業とのシナジーを考慮しながら、事業間でのクロスセルの推進や共通のサービスインフラの多重的な活用により、経営の効率化を図っております。

かかる観点から、高い成長率を維持しつつ売上高経常利益率及び自己資本当期純利益率（ROE）を2桁台で維持・向上するよう、努める所存であります。

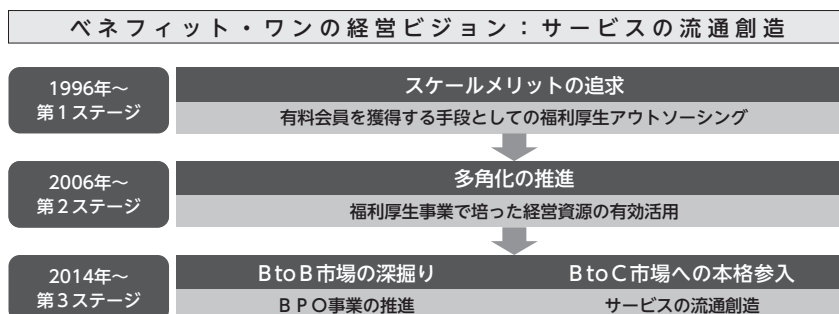
### ③ 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは創業以来「サービスの流通創造」を経営ビジョンに、ユーザー課金型のストック収益モデルを基礎とした事業を展開してまいりました。

創業期の第1ステージ「スケールメリットの追求」では、有料会員を効率的に獲得するための手段として、福利厚生のアウトソーシングを中核ビジネスに職域市場で会員規模の拡大を図りました。2006年からの第2ステージ「多角化の推進」では、福利厚生事業で培ったサービスインフラや法人顧客ネットワークなどの経営資源を有効に活用しながら事業の横展開を図り、経営効率を高めてまいりました。

そして2014年からの第3ステージでは、従来の事業を「BtoB」と「BtoC」の2つの軸から事業ドメインを再定義し、BPO事業の推進とサービスの流通創造により新しい市場の創造・開拓に努め、さらなる成長を目指してまいります。

#### <成長プロセス>



### ④ 会社の対処すべき課題

当社グループでは、創業以来の中核ビジネスである福利厚生事業で培った経営資源を有効に活用しながら事業の多角化を図ってまいりましたが、2014年には、これら事業を「BtoB」と「BtoC」の2つの軸からドメインの再定義を行いました。そして、第3ステージと位置付けた今後の経営戦略においては、BPO事業の推進によるBtoB市場の深掘りと、サービスの流通創造によるBtoC市場への本格参入がテーマとなってまいります。

これらをふまえ、今後の経営ビジョンを実現するための当社グループの課題を以下に掲げます。

### 1) 人事データを活かしたBPOサービスのワンストップソリューションの推進

当社グループでは主要の福利厚生をはじめ、報奨、健康、出張といった分野でBPOサービスを幅広く行っております。社会全般で進行する人手不足感を背景に、コア業務への選択と集中が加速していくことでアウトソーシングニーズは拡大し、市場のさらなる成長が期待できます。この機会を捉え、「人事データ」にかかるBPOサービスのワンストップ化を推進することで企業の経営効率化に貢献するとともに、同サービスを通じて収集・蓄積したビッグデータを有効活用しながら、積極的に新たな付加価値、新たな市場を創出してまいります。

### 2) 定額課金制モデル（サブスクリプション）の普及による会員数の増大

当社グループでは、取引先と協業で個人顧客向けにサービスを展開するパーソナル事業を通じて、BtoC市場の拡大を図っております。一般的なマッチングサイトはサプライヤーからの広告収入やコミッションを収入源としているのに対し、当社グループではユーザーからの定額課金制モデル（サブスクリプション）を採用しております。これにより、卸売価格での安いサービス利用料金を会員へ提示することができるとともに、中立・公平な立場からユーザー目線でのサービス評価ができるという特徴があります。

当社グループは、取引先との協業による成功モデルを拡大していくことで、圧倒的多数の有料会員数を早期に獲得し、この強みを活かした一層の利便性改善に取り組んでまいります。

### 3) 在庫共有型モデル（シェアリングエコノミー）の普及による価格変動システムの浸透

サプライヤー（供給）側の集客ニーズとユーザー（需要）側の割引ニーズをリアルタイムでマッチングさせ、需給バランスに応じた価格変動によるサービス流通をコンセプトに、飲食店やエンタメといったサプライヤーからの在庫情報を共有化するプラットフォームを創造し、定額課金制モデルを強みとした会員制サービスのリアルタイムマッチングサイトの構築を目指してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 (第18期)	平成25年度 (第19期)	平成26年度 (第20期)	平成27年度 (第21期)
売 上 高 (百万円)	17,610	20,356	21,642	26,053
経 常 利 益 (百万円)	2,714	3,145	3,343	4,313
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,623	1,892	1,983	2,737
1株当たり当期純利益	7,611円52銭	46円21銭	48円41銭	67円34銭
総 資 産 (百万円)	16,316	18,480	20,564	22,002
純 資 産 (百万円)	9,227	10,644	11,871	11,927
1株当たり純資産額	45,103円68銭	255円52銭	286円10銭	293円59銭

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2. 平成25年10月1日付で株式1株を200株に分割する株式分割を行っております。第19期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第19期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。

### ② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 (第18期)	平成25年度 (第19期)	平成26年度 (第20期)	平成27年度 (第21期)
売 上 高 (百万円)	15,678	16,746	18,188	21,277
経 常 利 益 (百万円)	2,599	3,019	3,349	4,681
当 期 純 利 益 (百万円)	1,591	1,793	1,961	3,117
1株当たり当期純利益	7,461円59銭	43円80銭	47円87銭	76円69銭
総 資 産 (百万円)	15,102	17,269	19,563	21,273
純 資 産 (百万円)	9,195	10,337	11,607	12,195
1株当たり純資産額	44,947円33銭	252円27銭	283円28銭	302円06銭

(注) 平成25年10月1日付で株式1株を200株に分割する株式分割を行っております。第19期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第19期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社パソナグループであり、同社は当社の株式を22,302,600株（持株比率55.24%）保有しております。

当社は親会社及び親会社の子会社である株式会社パソナを含む傘下事業会社より福利厚生のアウトソーシング等を受託しております。また、当社はCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）を利用することにより、親会社に対して資金の預入を行っております。さらに、傘下事業会社から人材派遣を受けるとともに、親会社及び傘下事業会社から不動産を賃借しております。

（注）持株比率は、自己株式（4,767,630株）を控除して算出しております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

#### 1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

市場価格、市場金利等の第三者との取引条件を勘案して適切な取引条件とすることを基本方針としております。

また、当事業年度において、当社は、親会社の支配株主（取引時点）が発行済株式の過半数を保有する会社に対し、当社が保有する固定資産を譲渡いたしました（以下「本件取引」といいます。）。本件取引における固定資産の譲渡価額は、適正な取引条件となるよう、不動産鑑定士の鑑定価格を基に協議の上、決定いたしました。

#### 2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、株式会社パソナグループを中核とした人材関連事業中心の企業グループにおいて、専門性の高いアウトソーシング事業を独自に業務展開しております。役員の兼務、サービスの相互提供等、ビジネス上の交流は行っておりますが、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。取締役会では、取引の必要性、少数株主の利益等に鑑み、当社独自の意思決定に基づき取引の適正性を判断しております。

本件取引については、当社の取締役会において、経営資源の選択と集中の観点から当該固定資産を譲渡する必要があること、譲渡価額について不動産鑑定士の鑑定結果を基に決定しており客観性が確保されていること等を理由として、当社の利益を害さないものと判断いたしました。

#### 3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。



## ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ベネフィットワン ソリューションズ	40百万円	100.00%	通信回線管理サービス事業、 請求管理及び請求集計処理代 行サービス事業
株式会社ベネフィットワン・ ヘルスケア	215百万円	100.00%	健診サービス事業、特定保健 指導事業
Benefit One Shanghai Inc.	17.96百万 人民元	100.00%	ポイント制報奨制度「インセ ンティブ・ポイント」の提供
Benefit One USA, Inc.	1.55百万 米ドル	100.00%	ポイント制報奨制度「インセ ンティブ・ポイント」の提供
Benefit One Deutschland GmbH	25千 ユーロ	100.00%	ポイント制報奨制度「インセ ンティブ・ポイント」の提供
Benefit One Asia Pte. Ltd.	5.5百万 シンガポールドル	60.00%	アジア地域進出・統括事業、 福利厚生代行サービス事業等
PT. BENEFIT ONE INDONESIA	10,000百万 インドネシアルピア	0.00% (54.00%)	ポイント制報奨制度「インセ ンティブ・ポイント」の提供
Benefit One(Thailand) Co., Ltd.	4百万 タイバーツ	0.00% (29.40%)	ポイント制報奨制度「インセ ンティブ・ポイント」の提供

(注) 1. Benefit One USA, Inc.、Benefit One Deutschland GmbH、PT. BENEFIT ONE INDONESIA及びBenefit One(Thailand) Co., Ltd.は、当社の海外活動の拡大という観点から、事業における重要性が増したと判断し、当連結会計年度より連結の範囲に含め、重要な子会社に追加しております。

2. Benefit One(Thailand) Co., Ltd. は、Benefit One Asia Pte. Ltd.の議決権比率が49.00%ですが、支配力基準の適用によりBenefit One Asia Pte. Ltd.の連結子会社としております。

3. 出資比率の括弧は、間接所有割合を外書きしております。

## ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## **(7) 重要な企業結合等の状況**

当社は、平成27年8月3日付で株式会社ベネフィットワン・ペイロールを株式会社パソナグループとの共同出資により設立いたしました。同社に対する当社の出資比率は40%であり、同社は当社の持分法適用関連会社であります。

## **(8) 主要な事業内容**

当社グループは、経営の効率化と従業員の満足度向上を推進する福利厚生事業を主軸に、インセンティブ事業（多彩なポイント交換アイテムを通じたロイヤリティ・モチベーション向上支援サービス）、パーソナル事業（クライアントの顧客向けに取引先と協業で展開する個人顧客向けサービス）、ヘルスケア事業（健診サービスから特定保健指導の実施に至るまでのワンストップサービス）などを行っております。

## (9) 主要な営業所等

本 社	東 京 都 新 宿 区
国内営業等拠点	大 阪 支 店 (大阪府大阪市) 名 古 屋 支 店 (愛知県名古屋市) 札 幌 支 店 (北海道札幌市) 仙 台 支 店 (宮城県仙台市) 広 島 支 店 (広島県広島市) 福 岡 支 店 (福岡県福岡市) 松 山 オ ペ レ ー シ ョ ン セ ン タ ー (愛媛県松山市)
国内子会社	株式会社ベネフィットワンソリューションズ (本社 東京都新宿区) 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア (本社 東京都新宿区)
海外子会社	Benefit One Shanghai Inc. (中国) Benefit One USA, Inc. (アメリカ) Benefit One Deutschland GmbH (ドイツ) Benefit One Asia Pte. Ltd. (シンガポール) PT. BENEFIT ONE INDONESIA (インドネシア) Benefit One(Thailand) Co., Ltd. (タイ)

## (10) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
727名 (288名)	41名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
 2. 従業員数には、企業集団外からの受入出向者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。  
 3. 当連結会計年度における臨時雇用者数（契約社員及びパートタイマーの期中平均雇用人員数）を括弧内に外数で記載しております。

## (11) 主要な借入先

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 140,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 45,144,000株  |
| (3) 株主数      | 9,862名       |
| (4) 大株主      |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 パ ソ ナ グ ル ー プ	22,302,600株	55.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,501,600株	3.72%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー)	1,341,433株	3.32%
白 石 徳 生	1,050,400株	2.60%
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (ビービーエイチ マシューズ ジャパン ファンド)	1,016,900株	2.52%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (シービーエヌワイ ガバメント オブ ノルウェー)	774,743株	1.92%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	613,800株	1.52%
BBH FOR MATTHEWS ASIA GROWTH FUND (ビービーエイチ マシューズ アジア グロウス ファンド)	433,800株	1.07%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	400,000株	0.99%
株 式 会 社 日 立 製 作 所	400,000株	0.99%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(4,767,630株)を控除して算出しております。  
2. 当社は自己株式4,767,630株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上を通じて株主の皆様への利益還元を図るため、会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより、平成27年7月30日及び同年10月29日開催の当社取締役会決議に基づき、同年8月5日及び同年10月30日に(株)東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)により、自己株式を600,000株取得いたしました。この結果、当事業年度末における自己株式の株式数は4,767,630株となりました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	南 部 靖 之	株式会社パソナグループ 代表取締役グループ代表兼社長 株式会社パソナ 代表取締役会長 日本コロムビア株式会社 社外取締役
代表取締役社長	白 石 徳 生	当社監査部、事業推進室、金融事業部、インバウンド事業部、システム開発部、サービス開発部、食ベタイム事業部担当 株式会社ベネフィットワンソリューションズ 取締役 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア 取締役 株式会社パソナグループ 取締役 Benefit One Shanghai Inc. 董事長 Benefit One USA, Inc. Director Chair of the Board Benefit One Deutschland GmbH Geschäftsführer Benefit One Asia Pte. Ltd. Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA President Director Benefit One(Thailand) Co., Ltd. Managing Director 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役
取締役副社長	鈴 木 雅 子	当社人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室担当 株式会社ベネフィットワンソリューションズ 取締役 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア 代表取締役社長 Benefit One Shanghai Inc. 董事 Benefit One USA, Inc. Director Secretary Benefit One Deutschland GmbH Geschäftsführer Benefit One Asia Pte. Ltd. Director
取 締 役	尾 崎 賢 治	当社財務経理部担当、経営企画室長 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア 監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	若 本 博 隆	株式会社パソナグループ 取締役専務執行役員
取 締 役	仲 瀬 裕 子	株式会社パソナグループ 取締役常務執行役員 株式会社パソナ 取締役常務執行役員
取 締 役	上 斗 米 明	株式会社パソナグループ 取締役常務執行役員 株式会社川金ホールディングス 社外取締役
取 締 役	久 保 信 保	一般財団法人自治体衛星通信機構 理事長
取 締 役	桃 崎 有 治	桃崎有治公認会計士事務所 代表 大林道路株式会社 社外監査役 OSJBホールディングス株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	加 藤 佳 男	株式会社ベネフィットワンソリューションズ 監査役 Benefit One Shanghai Inc. 監事
監 査 役	藤 池 智 則	堀総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社エディア 社外監査役
監 査 役	中 川 惇	TECO Technology & Marketing Center株式会社 会長
監 査 役	後 藤 健	株式会社パソナグループ 社外取締役 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役久保信保氏及び桃崎有治氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤佳男氏、藤池智則氏、中川惇氏及び後藤健氏は、社外監査役であります。
3. 平成27年6月26日開催の第20回定時株主総会において、尾崎賢治氏及び桃崎有治氏が取締役に選任され、就任しております。
4. 取締役久保信保氏及び取締役桃崎有治氏ならびに監査役藤池智則氏、中川惇氏及び後藤健氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
5. 平成27年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、常務取締役野曾原浩治氏は任期満了により取締役を退任しました。
6. 取締役副社長鈴木雅子氏は、平成28年1月22日をもって株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアの代表取締役社長に就任しております。

7. 取締役太田努氏は、平成28年1月28日をもって辞任により退任しました。また、同氏は、株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアの取締役も同日付で退任しております。
8. 当事業年度よりBenefit One USA, Inc.、Benefit One Deutschland GmbH、PT. BENEFIT ONE INDONESIA及びBenefit One(Thailand) Co., Ltd.は重要性が増したため重要な子会社として認識しており、代表取締役社長白石徳生氏及び取締役副社長鈴木雅子氏の重要な兼職先として同各社を追加しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定により任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、360万円または法令が規定する額のいずれか高い金額となります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	6 (2)	88 (11)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	20 (20)
合計	10	109

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第15回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年10月20日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の他、社外役員が当社親会社等または当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は8百万円であります。
4. 上記の他、無報酬の役員は、取締役5名であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 社外役員の重要な兼職の状況等

地位	氏名	兼職先	兼職内容
取締役	久保 信保	一般財団法人自治体衛星通信機構	理事長
	桃崎 有治	桃崎有治公認会計士事務所	代表
		大林道路株式会社	社外監査役
		OSJBホールディングス株式会社	社外監査役
監査役	加藤 佳男	株式会社ベネフィットワンソリューションズ	監査役
		Benefit One Shanghai Inc.	監事
	藤池 智則	堀総合法律事務所	パートナー弁護士
		株式会社エディア	社外監査役
	中川 惇	TECO Technology & Marketing Center株式会社	会長
	後藤 健	株式会社パソナグループ	社外取締役
コムシスホールディングス株式会社		社外取締役	

- (注) 1. 取締役久保信保氏及び桃崎有治氏の重要な兼職先と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。
2. 監査役加藤佳男氏の重要な兼職先と当社との関係は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況③重要な子会社の状況」に記載した通りです。
3. 監査役藤池智則氏及び中川惇氏の重要な兼職先と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。
4. 監査役後藤健氏の重要な兼職先である株式会社パソナグループと当社との関係は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況①親会社との関係」に記載した通りです。また、同氏の重要な兼職先であるコムシスホールディングス株式会社と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。



## ② 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	久保 信保	当事業年度に開催した16回（定例12回、臨時4回）の取締役会のうち、合計15回（93.8％）に出席し、特に行政庁での勤務実績による豊富な経験に基づき、議案・審議等につき積極的な意見を述べております。
	桃崎 有治	就任後、当事業年度に開催した13回（定例10回、臨時3回）の取締役会のうち、合計11回（84.6％）に出席し、特に長年に亘り公認会計士として培われてきた豊富な専門的知識・経験に基づき、議案・審議等につき積極的な意見を述べております。
監査役	加藤 佳男	当事業年度に開催した取締役会16回（定例12回、臨時4回）のうち、合計16回（100％）に出席し、また、監査役会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計13回（100％）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、豊富な経験に基づき、また、当社から独立した立場において議案・審議等につき適宜意見を述べております。
	藤池 智則	当事業年度に開催した取締役会16回（定例12回、臨時4回）のうち、合計16回（100％）に出席し、また、監査役会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計13回（100％）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に弁護士としての専門的な見地から議案・審議等につき適宜意見を述べております。
	中川 惇	当事業年度に開催した取締役会16回（定例12回、臨時4回）のうち、合計16回（100％）に出席し、また、監査役会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計13回（100％）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、豊富な経験に基づき、また、当社から独立した立場において議案・審議等につき適宜意見を述べております。
	後藤 健	当事業年度に開催した取締役会16回（定例12回、臨時4回）のうち、合計13回（81.3％）に出席し、また、監査役会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計12回（92.3％）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、豊富な経験に基づき、また、当社から独立した立場において議案・審議等につき適宜意見を述べております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

27百万円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定し、グループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止する。
  - 2) 取締役及び役職員は、他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役または取締役会に報告する。
  - 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会、その他の会議の議事録及び稟議書類等の重要書類を記録し、文書管理規程に従い永久若しくは10年間保管する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 当社及び子会社は、業務執行に関するリスクとして、以下を認識し、その把握と管理に努める。
    - ア. 財務報告関連リスク（財務報告の正確性・信頼性に関わるリスク）
    - イ. 収益の季節変動リスク
    - ウ. ITリスク（会計システム、業務システム等の安定的稼動に関わるリスク）
    - エ. 機密情報漏洩リスク（経営情報、個人情報の漏洩リスク）
    - オ. コンティンジェンシーリスク（大地震その他の災害・事故発生のリスク）
    - カ. 個別業務のコンプライアンスリスク（会員向けサービスのコンプライアンスリスク等）

2) 当社及び子会社の各リスクに対する具体的な対応方針を、以下の通りとする。

ア. 財務報告関連リスク

当社及び子会社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための諸規程及び体制の整備をし、今後一層の高度化を推進する。

イ. 収益の季節変動リスク

当社は、社長、業務執行取締役を主要メンバーとする経営会議（原則毎週開催）にて、各部署がリスク・収益の状況を報告する。そのうち重要なものについては、当社及び子会社ともに取締役会にて報告を行う。

ウ. ITリスク

当社は、システムの統合管理及び適正な財務報告の確保ならびに第三者による情報アクセス管理のために、「情報システム基本規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、適切にシステムリスクの管理を行う。

エ. 機密情報漏洩リスク

当社は、機密情報のうち最重要事項である個人情報については、個人情報保護委員会の月次開催により、常時、管理上の問題の発見と是正に努める。また、当社及び子会社は、プライバシーマークの更新を通じてレベルアップを行う。その他の会社機密情報はその態様に応じて、誓約書、契約書等により機密保持条項を盛り込み、漏洩リスクを予防する。

オ. コンティンジェンシーリスク

当社及び子会社は、大震災等自然災害、事故やレピュテーションリスクも網羅した「コンティンジェンシープラン」及び震災時の「緊急時対策要領」に基づき運営する。

カ. 個別業務のコンプライアンスリスク

当社及び子会社は、個々の会員向け新規サービスにつき関連法令への適合性について事前に「業務検討委員会」で個別審議を行う。また、現行の個々の会員向けサービスメニューについてもガイドブック更新時や必要に応じ適宜チェックを行う。

3) 当社は、リスクマネジメント規程により管理を行い、リスク管理体制は社長を最高責任者とする。当社は、リスクに関する統括管理を行うリスクマネジメント委員会を設置し、総務部担当役員を委員長として指名する。リスクマネジメント委員会は、当社及び子会社のリスクの想定・分類を行い、有事の際には迅速かつ適切な対応が行えるよう、整備を行う。

4) リスク管理を含め組織内運営の有効性を担保するため、当社は、社長直轄の監査部による当社及び子会社の内部監査を行う。また、当社及び子会社は、法務専任者による個別契約書の事前チェックにより、不測の損失・トラブルの防止に努める。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社取締役会は、定例の取締役会その他、臨時取締役会も柔軟に開催し、経営上の課題を適時適切に審議・決議する。
  - 2) 業務計画が取締役会に付議され、当社各部署及び子会社に計画目標として付与される。当社の部長（取締役兼務、執行役員を含む）等各部署の責任者は、組織規程、職務権限及び業務分掌規程、稟議規程に則して、効率的かつ公正な職務執行に心掛け、その進捗状況については、経営会議で報告、協議しており、主要な部分については、取締役会にて報告し、全社的な職務執行の効率性を確保する。また、子会社においても組織規程等により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化及び効率的な業務の遂行を図る。
  - 3) 子会社は会社の規模に応じて定例取締役会を法令に従い開催するよう取締役会規程を定めており、当社の経営企画室が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤ 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 業務運営を適法に保つため、当社は、コンプライアンス委員会及び法務・コンプライアンス統轄室を設置する。  
同委員会を中心に、法令、定款を遵守すべく、当社及び子会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙・教育を含め実効性を確保するための施策を実施する。
  - 2) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の法令等遵守のための規程「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、研修等の実施、法令遵守の意識向上を図る。
  - 3) 組織が適切に運営されていることを担保するため、当社の社長直轄の監査部が内部監査規程に基づき当社及び子会社の監査を実施する。
  - 4) コンプライアンス上の問題解決のため、当社では社内通報システムを設置する。通報先は社内だけでなく社外にも設け、当社及び子会社の通報者が通報先を選択出来る体制になっており、引き続き制度の充実を図っていく。

- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社及び子会社における業務の適正なる運営を図るため、関係会社管理規程に基づき管理を行い、適切な業務運営を推進する。
  - 2) 子会社の取締役または監査役を当社から必要に応じて派遣し、子会社の取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し監督する。また、子会社及び関係会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議または報告を行う。
  - 3) 当社の監査部が子会社の内部監査に当たっており、監査の際に子会社におけるコンプライアンス管理、リスク管理についての指導、助言を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 常勤監査役と監査部との連携で効果的な監査を行う。
- 監査役職務を補助すべき使用人に関しては、他部署との兼務で1名配置する。更に、監査役会の要請があった場合には、専任の使用人を配置するものとし、配置する場合は、人数等配置の具体的内容に関して監査役会の意見を十分考慮する。
- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 上記使用人及び監査部の使用人の人事に関しては監査役会の事前の意見を得るものとし、取締役はこれを尊重する。
- ⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人は、当社及び子会社の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに当社の監査役に報告する。
  - 2) 当社の監査役会と社長及び他の取締役との協議の頻度を向上させ、監査役への必要な経営情報及び営業情報の提供を行う。
  - 3) 当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、直ちに当社の監査役へ報告される。

- 4) 内部通報者に対し、報告を理由とした不利益な取り扱いを行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットライン規程に定めて徹底する。
- ⑩ 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理の方針その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。
  - 2) 監査役会規程の他、監査役監査規程を定め、具体的な業務基準を明示し、これに基づき実効性のある監査を行う。  
また、監査部長が監査役会で定期報告するなど密接な連携関係を構築し、会計監査人とも定期的に協議を行い、効率的かつ有効な職務執行を確保する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社及び子会社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
  - 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
ア. 当社及び子会社は役職員の具体的行動指針としてコンプライアンス・マニュアルに「反社会的勢力との関係の排除」を規定し、全役職員に周知する。また、「反社会的勢力対策規程」を制定し、対応について定める。  
イ. 事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

## (2) 当社の運用状況

当社の内部統制システムの運用状況は以下のとおりです。

また、平成28年5月9日に開催した取締役会において、平成28年3月期の整備・運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しております。

### ① 内部統制システム全般

当社及び子会社の業務遂行の適合性・妥当性を確保するために、監査計画に基づいて内部統制システムの整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。また、監査部は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

### ② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化は当社のコンプライアンス委員会が中心となって行っており、当社及び各関係会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙・教育を含め実効性を確保するための施策を実施しております。

なお、当事業年度においては、コンプライアンス委員会を12回開催し、当社及び関係会社の業務運営の適正性に努めております。

### ③ リスク管理

財務報告関連リスクに関し、グループガバナンス強化の観点から、関係会社管理規程や職務権限及び業務分掌規程を改定し、子会社においても必要な諸規程や体制を適宜整備しております。

収益の季節変動リスクに関し、経営会議で部門責任者より各部状況や見通しの報告を受けるとともに、重要事項については取締役会で毎月サマリー報告を行っております。

機密情報漏洩リスクに関し、当事業年度においては個人情報保護委員会を各部代表47名で8回実施し、管理上の問題点発見と是正に努めるとともに、各部でも研修を行い各自の理解度をチェックしております。

個別業務のコンプライアンスリスクに関し、当事業年度においては業務検討委員会を3回開催し、新サービスやクレームトラブル等のリスク検討を行っております。



#### ④ 内部監査の実施

当事業年度において、監査計画に基づき監査部による内部監査を19部門に実施しております。監査状況については適時監査役とも意見交換し、経営品質の改善に活かしております。

#### ⑤ 関係会社経営管理

関係会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程を制定し、当社の経営企画室にて関係会社の経営管理体制を整備・統括するとともに、子会社との間で関係会社管理規程に基づき締結している経営管理契約に則り、子会社の重要事項に関して事前協議及び報告を受ける体制を整えております。

#### ⑥ 取締役の職務執行

業務執行取締役は定期的に経営会議を開催し、部長等各部署の責任者から管掌業務の進捗状況について経営会議で報告を受けるとともに経営上の重要な課題について協議しております。あわせて、組織規程、職務権限及び業務分掌規程、稟議規程に則して内部統制の運用状況を確認し、主要な部分については取締役会へ報告を行うことで、全社的な職務執行の効率性を確保しております。独立社外取締役は2名選任しており、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお当事業年度においては、取締役会を16回、経営会議を45回開催しております。

また、各取締役による取締役会の自己評価を実施しており、その結果については、取締役会で報告し、取締役会全体の実効性を高めていくために議論しております。

なお、取締役会議事録は法令及び規程に従い適切に保存管理されています。

#### ⑦ 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議等、重要会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人から会計監査計画の説明を受け、協議を行うとともに四半期決算毎に監査に関する説明を受け意見交換を行う等、緊密な連携を保って監査業務を遂行しています。また、監査部による内部監査とも連携し、必要に応じて独自に監査役監査を行っております。

#### ⑧ 反社会的勢力の排除

当社及び子会社は、コンプライアンス・マニュアルに「反社会的勢力との関係の排除」を規定し、役職員の具体的行動指針として全役職員に周知するとともに、「反社会的勢力対策規程」を制定し、万一の事案発生時の報告及び対応に係る手続き・整備を行っております。

#### (3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### 7. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、利益配分につきましては株主への還元が第一であり、具体的な指標として年間の純資産配当率を5%以上とすることに加えて、配当性向40%台を目標に、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

平成28年3月期の年間配当につきましては、平成28年5月9日開催の取締役会決議に基づき1株当たり33.5円とさせていただきました。なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は、平成28年6月14日（火）とさせていただきました。

また、自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することとしております。

また、内部留保金につきましては、経営基盤の充実を図りつつ、成長市場である福利厚生事業及び新規事業への投資に充当することで、今後の収益力の強化を図る所存であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>16,180</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,431</b>
現金及び預金	4,787	支払手形及び買掛金	2,158
受取手形及び売掛金	4,556	リース債務	72
たな卸資産	567	未払法人税等	1,070
繰延税金資産	104	賞与引当金	21
預け金	3,500	未払金	2,218
前払費用	829	前受金	2,939
未収入金	987	預り金	517
その他	866	その他	431
貸倒引当金	△19	<b>固定負債</b>	<b>643</b>
<b>固定資産</b>	<b>5,821</b>	リース債務	127
<b>有形固定資産</b>	<b>1,604</b>	ポイント引当金	431
建物及び構築物	664	その他	84
土地	602	<b>負債合計</b>	<b>10,074</b>
リース資産	185	<b>純資産の部</b>	
その他	152	<b>株主資本</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,696</b>	資本金	1,527
のれん	100	資本剰余金	1,467
ソフトウェア	1,582	利益剰余金	11,813
その他	14	自己株式	△3,194
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,521</b>	<b>株主資本合計</b>	<b>11,614</b>
投資有価証券	1,351	その他の包括利益累計額	
繰延税金資産	230	その他有価証券評価差額金	189
その他	943	為替換算調整勘定	50
貸倒引当金	△5	その他の包括利益累計額合計	239
		非支配株主持分	73
		<b>純資産合計</b>	<b>11,927</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,002</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>22,002</b>

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		26,053
売 上 原 価		15,812
売 上 総 利 益		10,241
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,885
営 業 利 益		4,355
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36	
受 取 配 当 金	9	
そ の 他	6	53
営 業 外 費 用		
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	11	
持 分 法 投 資 損 失	50	
為 替 差 損	26	
そ の 他	6	94
経 常 利 益		4,313
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10	15
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17	17
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,311
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,682	
法 人 税 等 調 整 額	△48	1,633
当 期 純 利 益		2,678
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△59
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,737

**貸借対照表**  
(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目				科 目			
金 額				金 額			
<b>流動資産</b>			<b>14,503</b>	<b>流動負債</b>			<b>8,462</b>
現金及び預金			3,674	買掛金			2,145
売掛金			3,705	リース負債			66
商品及び製品			530	未払金			1,508
原材料及び貯蔵品			14	未払費用			96
前払費用			4	未払法人税等			1,034
繰延税金資産			657	前受り金			2,905
預け入金			93	未払消費税等			402
短期貸付金			3,500	その他			289
貸倒引当金			1,019				11
			1,094	<b>固定負債</b>			<b>614</b>
			230	リース負債			111
<b>固定資産</b>			<b>6,769</b>	引当金			431
<b>有形固定資産</b>			<b>1,550</b>	資産除去債			50
建物			622	その他			20
構築物			28				
機械及び装置			0	<b>負債合計</b>			<b>9,077</b>
船舶			94				
工具器具備品			35	<b>純資産の部</b>			
土地			602	<b>株主資本</b>			
リース資産			165	資本金			1,527
<b>無形固定資産</b>			<b>978</b>	資本剰余金			1,467
商標			9	資本準備金			1,467
ソフトウェア			846	利益剰余金			12,205
ソフトウェア仮勘定			120	その他利益剰余金			12,205
その他の資産			2	別途積立金			7,200
<b>投資その他の資産</b>			<b>4,240</b>	繰越利益剰余金			5,005
投資有価証券			1,244	<b>自己株式</b>			<b>△3,194</b>
関係会社株			1,796	<b>株主資本合計</b>			<b>12,006</b>
出生債権等			12	評価・換算差額等			
長期前払費用			74	その他有価証券評価差額金			189
繰延税金資産			82	<b>評価・換算差額等合計</b>			<b>189</b>
繰延税金			281				
保険積立金			335				
敷金保証			389				
会員の権利			25				
貸倒引当金			0				
			△2	<b>純資産合計</b>			<b>12,195</b>
<b>資産合計</b>			<b>21,273</b>	<b>負債及び純資産合計</b>			<b>21,273</b>

**損益計算書**  
 (平成27年4月1日から  
 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,277
売上原価		11,807
売上総利益		9,469
販売費及び一般管理費		4,889
営業利益		4,580
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	56	
受取賃貸料	9	
有価証券の利息	26	
その他	14	121
営業外費用		
支払利息	1	
コミットメントフィー	11	
為替差損	2	
保険解約損	3	
その他	0	20
経常利益		4,681
特別利益		
固定資産売却益	4	
関係会社株式売却益	31	36
特別損失		
投資有価証券評価損	17	17
税引前当期純利益		4,700
法人税、住民税及び事業税	1,619	
法人税等調整額	△36	1,582
当期純利益		3,117

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社 ベネフィット・ワン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 政 秋 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 草野 耕 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィット・ワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社 ベネフィット・ワン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 政 秋 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 草野 耕 司 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社ベネフィット・ワン 監査役会

常勤監査役 加藤 佳 男 ㊟

監査役 藤池 智 則 ㊟

監査役 中川 惇 ㊟

監査役 後藤 健 ㊟

(注) 当社監査役4名は全員、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	なんぶ やすゆき 南部 靖之 (昭和27年1月5日生)	昭和 51 年 2 月 (株)マンパワーセンター (現(株)南部エンタープライズ) 設立 同社専務取締役 平成 3 年 4 月 同社代表取締役 平成 4 年 3 月 (株)テンポラリーサンライズ (現(株)パソナ) 代表取締役 平成 8 年 3 月 当社取締役 平成 11 年 4 月 (株)パソナ (現(株)南部エンタープライズ) 代表取締役社長 平成 12 年 6 月 (株)パソナ代表取締役グループ代表 当社代表取締役会長 平成 13 年 6 月 当社取締役会長 平成 13 年 8 月 当社取締役 平成 16 年 8 月 (株)パソナ代表取締役グループ代表兼社長 営業総本部長 平成 19 年 12 月 同社代表取締役 (株)パソナグループ代表取締役グループ代表兼社長 (現任) 平成 22 年 6 月 当社取締役会長 (現任) 平成 23 年 8 月 (株)パソナ代表取締役会長 (現任) 平成 24 年 6 月 日本コロムビア(株) 社外取締役 (現任)	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>南部靖之氏は、長年に亘り経営全般に携わり、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。これらにより培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	しらいし のりお 白石 徳生 (昭和42年1月23日生)	<p>平成 2 年 8 月 (株)パソナジャパン (現ランスタッド(株)) 入社 平成 8 年 3 月 (株)ビジネス・コープ (現(株)ベネフィット・ワン) 設立 同社取締役 平成 12 年 6 月 当社代表取締役社長 平成 24 年 1 月 (株)ジェイ・エス・ビー社外取締役 (現任) 平成 24 年 3 月 (株)ベネフィットワンソリューションズ取締役 (現任) 平成 24 年 5 月 (株)ベネフィットワン・ヘルスケア取締役 (現任) 平成 24 年 5 月 Benefit One Shanghai Inc. 董事長 (現任) 平成 24 年 11 月 Benefit One USA, Inc. Director Chair of the Board (現任) 平成 25 年 6 月 当社代表取締役社長 監査部、旅行事業部、金融事業部担当兼営業総本部長 平成 25 年 8 月 (株)パソナグループ取締役 (現任) 平成 25 年 10 月 Benefit One Asia Pte. Ltd. Director (現任) 平成 26 年 1 月 Benefit One(Thailand) Co., Ltd. Managing Director (現任) 平成 26 年 5 月 PT. BENEFIT ONE INDONESIA President Director (現任) 平成 26 年 12 月 Benefit One Deutschland GmbH Geschäftsführer (現任) 平成 27 年 8 月 当社代表取締役社長 監査部、事業推進室、金融事業部、B T M事業部、インバウンド事業部、システム開発部、サービス開発部、食ベタイム事業部担当 平成 28 年 4 月 当社代表取締役社長 監査部、事業推進室、金融事業部、インバウンド事業部、システム開発部、食ベタイム事業部担当 (現任)</p>	1,050,400株
<p>取締役候補者とした理由 白石徳生氏は、当社の事業を起業し、平成12年からは当社代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。同氏が当社事業全般を牽引するうえで適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	すずき まさこ 鈴木 雅子 (昭和29年2月4日生)	昭和 58 年 7 月 (株)テンポラリーセンター入社 平成 11 年 4 月 (株)パソナ (旧(株)テンポラリーセンター) 執行役員 中部日本営業本部長 平成 16 年 9 月 同社取締役専務執行役員 営業総本部スタッフニング、ITソリューション部、情報システム部担当 平成 18 年 7 月 同社取締役専務執行役員 営業本部長 平成 19 年 12 月 (株)パソナグループ取締役専務執行役員 総務部、コンプライアンス室、法務室、内部統制室担当 平成 22 年 6 月 当社取締役副社長 平成 22 年 8 月 (株)パソナグループ取締役 平成 22 年 10 月 当社取締役副社長 人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室、システム開発部担当 平成 24 年 3 月 (株)ベネフィットワンソリューションズ取締役 (現任) 平成 24 年 5 月 (株)ベネフィットワン・ヘルスケア監査役 平成 24 年 6 月 Benefit One Shanghai Inc. 董事 (現任) 平成 24 年 11 月 Benefit One USA, Inc. Director Secretary (現任) 平成 25 年 10 月 Benefit One Asia Pte. Ltd. Director (現任) 平成 27 年 6 月 Benefit One Deutschland GmbH Geschäftsführer (現任) 平成 28 年 1 月 当社取締役副社長 人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室担当 (現任) 平成 28 年 1 月 (株)ベネフィットワン・ヘルスケア代表取締役社長 (現任)	2,400株
取締役候補者とした理由 鈴木雅子氏は、営業部門はもとより、IT部門及び管理部門に関わり、会社運営における経営者としての豊富な経験と実績を有しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	おざき けんじ 尾崎 賢治 (昭和47年8月31日生)	平成 7 年 4 月 (株)パソナ (現(株)南部エンタープライズ) 入社 平成 18 年 9 月 (株)パソナテック入社 経営企画室室長 平成 19 年 7 月 同社執行役員 経営企画室室長 平成 20 年 3 月 博科諮詢 (大連) 有限公司 董事 平成 24 年 4 月 (株)パソナテック執行役員 経営企画、管理、業務、IT、CS担当兼経営企画室室長 平成 24 年 10 月 (株)アルゴー (現(株)パソナテックシステムズ) 取締役 平成 25 年 4 月 (株)パソナテック執行役員 管理、事業戦略本部担当兼事業戦略本部部長 平成 27 年 6 月 当社取締役 財務経理部担当兼経営企画室長 (現任) 平成 28 年 1 月 (株)ベネフィットワン・ヘルスケア監査役 (現任)	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>尾崎賢治氏は、長年に亘り管理部門において経営企画業務を担当し、企業の経理・財務戦略に精通しており、現在はその豊富な経験と実績を活かし、当社グループ全体の経理・財務戦略を統括しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
5	みやかわ よういち 宮川 洋一 (昭和43年10月21日生) ※	平成 4 年 4 月 (株)テンポラリーセンター (現(株)南部エンタープライズ) 入社 平成 14 年 4 月 当社カフェテリアプラン事業部長 平成 17 年 8 月 当社執行役員 カスタマーセンター部長 平成 18 年 6 月 当社取締役 カスタマーセンター部長 平成 19 年 4 月 当社取締役 金融事業部長 平成 22 年 6 月 当社常務執行役員 ヘルスケア事業部長 平成 23 年 4 月 当社常務執行役員 人事部長 平成 26 年 4 月 Chunghwa Benefit One Co., Ltd. 資深副總經理 平成 28 年 1 月 当社常務執行役員 B T M事業部長 (現任)	200,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>宮川洋一氏は、当社の創業期メンバーとして事業に従事し、営業部門はもとより当社の各種業務オペレーションに長けていることと併せ、近年ではこれらの経験と知識を活かし海外事業を担当し実績を積み重ねております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	わかもと ひろたか 若本博隆 (昭和35年11月2日生)	昭和 59年 4月 (株)埼玉銀行(現(株)りそな銀行、(株)埼玉りそな銀行) 入行 平成 元年 6月 (株)テンポラリーセンター(現(株)南部エンタープライズ) 入社 平成 18年 9月 (株)パソナ取締役常務執行役員 経営企画室長兼法務室、関連会社室、国際業務室担当 平成 19年 12月 (株)パソナグループ取締役常務執行役員 経営企画部長兼CMO室・国際業務室担当 平成 22年 6月 当社取締役(現任) 平成 24年 7月 (株)パソナグループ取締役専務執行役員 経営企画部担当 平成 27年 6月 同社取締役専務執行役員 経営企画・総務本部長(現任)	0株
取締役候補者とした理由 若本博隆氏は、経営企画に関する豊富な経験・知識を有するとともに、企業役員経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。			
7	なかせ ゆうこ 仲瀬裕子 (昭和44年10月31日生)	平成 4年 4月 (株)テンポラリーセンター(現(株)南部エンタープライズ) 入社 平成 14年 8月 (株)パソナ広報企画部長 平成 17年 9月 同社執行役員 IR室長 平成 19年 12月 (株)パソナグループ執行役員 IR室長 平成 21年 9月 同社常務執行役員 IR室長 平成 22年 6月 当社取締役(現任) 平成 22年 8月 (株)パソナグループ取締役常務執行役員 財務経理部、IR室担当 (株)パソナ取締役常務執行役員 財務経理本部長 平成 23年 8月 同社取締役常務執行役員 経理部・財務部担当(現任) 平成 27年 6月 (株)パソナグループ取締役常務執行役員 財務経理本部長(現任)	100株
取締役候補者とした理由 仲瀬裕子氏は、財務や広報戦略に関する豊富な経験・知識を有するとともに、企業役員経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	かみとまい あきら 上斗米 明 (昭和34年12月19日生)	昭和 58年 4月 大蔵省入省 平成 7年 7月 大蔵省主計局主査 平成 9年 7月 世界銀行出向 平成 21年 7月 国税庁長官官房総務課長 平成 22年 2月 (株)パソナグループ執行役員 特命担当 平成 22年 6月 当社取締役(現任) 平成 22年 8月 (株)パソナグループ常務執行役員 特命担当 平成 25年 8月 同社取締役常務執行役員 公共戦略事業・特命担当 平成 26年 8月 同社取締役常務執行役員 ヒューマンインキュベーションインスティテュート・特命担当 平成 27年 6月 同社取締役常務執行役員 コーポレートガバナンス本部長(現任) (株)川金ホールディングス社外取締役(現任)	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>上斗米明氏は、財務面や公務マーケットへの営業戦略に関する豊富な経験・知識を有するとともに、企業役員経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
9	くば のぶやす 久保 信保 (昭和27年5月21日生)	昭和 50年 4月 自治省入省 平成 5年 12月 広島県副知事 平成 11年 7月 自治省大臣官房付 平成 13年 1月 総務省自治行政局市町村課長 平成 19年 7月 同省自治財政局長 平成 22年 7月 同省消防庁長官 平成 26年 4月 一般財団法人自治体衛星通信機構 理事長(現任) 平成 26年 6月 当社取締役(現任)	0株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>久保信保氏は、長年に亘る行政庁での勤務実績により豊富な経験と幅広い知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	ももさき ゆうじ 桃崎有治 (昭和25年12月18日生)	昭和 57年 3月 公認会計士登録 平成 3年 7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員 平成 10年 7月 同監査法人代表社員 平成 16年 2月 同監査法人東京事務所経営委員会委員 平成 20年 3月 同監査法人業務管理本部長 平成 24年 1月 トーマツグループCIO 最高情報責任者 平成 27年 1月 桃崎有治公認会計士事務所代表（現任） 平成 27年 6月 当社取締役（現任） 大林道路(株)社外監査役（現任） OSJBホールディングス(株)社外監査役（現任）	0株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>桃崎有治氏は、長年に亘り公認会計士として培われてきた専門的知識・ノウハウを有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 南部靖之氏、鈴木雅子氏、尾崎賢治氏、若本博隆氏、仲瀬裕子氏及び上斗米明氏の前記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である(株)パソナグループ並びにその子会社である(株)パソナ、(株)パソナテック及び(株)パソナテックシステムズにおける現在又は過去5年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

4. 久保信保氏及び桃崎有治氏は、社外取締役候補者であります。

5. 久保信保氏及び桃崎有治氏は、(株)東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定であります。

6. 久保信保氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

7. 桃崎有治氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

8. 取締役との責任限定契約について

南部靖之氏、若本博隆氏、仲瀬裕子氏、上斗米明氏、久保信保氏及び桃崎有治氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役藤池智則氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。  
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ふじいけ ともり 藤池 智則 (昭和42年9月18日生)	平成 9 年 10 月 司法試験合格	0株
	平成 12 年 4 月 堀裕法律事務所（現堀総合法律事務所）勤務 （第一東京弁護士会所属）	
	平成 17 年 10 月 英国・アシャースト法律事務所（ロンドン）勤務	
	平成 18 年 2 月 堀裕法律事務所（現堀総合法律事務所）復職 （現任）	
	平成 24 年 5 月 (株)エディア社外監査役（現任）	
	平成 24 年 6 月 当社監査役（現任）	
社外監査役候補者とした理由 藤池智則氏につきましては、同氏が弁護士としてこれまで培ってきた経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できることから、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤池智則氏は社外監査役候補者であります。
3. 藤池智則氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、前記「監査役候補者とした理由」の欄に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 藤池智則氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 藤池智則氏は、(株)東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、同氏の再任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 監査役との責任限定契約について  
藤池智則氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、平成27年6月26日開催の第20回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役野村和史氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、候補者野村和史氏の補欠監査役としての選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
のむら かずふみ 野村和史 (昭和30年3月15日生)	昭和 52年 4月 (株)マンパワーセンター (現(株)南部エンタープライズ) 入社	0株
	昭和 57年 11月 同社大手町支店支店長	
	昭和 60年 1月 同社東京本社 東京営業部長	
	昭和 60年 4月 同社取締役	
	平成 11年 9月 同社常務取締役 東日本営業本部長	
	平成 12年 6月 (株)パソナ常務執行役員関東営業部長	
	平成 13年 6月 エヌエスパーソネルサービス(株) (現(株)パソナ) 代表取締役社長	
	平成 22年 4月 同社代表取締役会長	
	平成 25年 5月 (株)パソナ特別顧問	
平成 25年 8月 同社監査役 (現任)		
補欠の社外監査役候補者とした理由 野村和史氏につきましては、同氏がこれまで培ってきた豊富な経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できることから、補欠の社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 野村和史氏の前記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社の子会社である(株)パソナにおける過去5年間の業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。  
 3. 野村和史氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
 4. 監査役との責任限定契約について

野村和史氏は、当社の社外監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円または会社法第

- 425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであり、当社としては、本制度の導入は相当であるものと考えております。

本制度にかかる取締役の報酬等の額および内容については、平成22年6月29日開催の定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等の額（年額200百万円以内。ただし使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を当社取締役（業務執行取締役に限ります。以下、第4号議案において同じです。）に対して支給することといたしたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役は3名であり、第1号議案のご承認が得られますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額および内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

なお、当社は平成16年9月に役員退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給も行っておらず、現在取締役の退任後に支払う報酬制度は設けておりません。本制度の導入により、取締役の報酬体系は、固定報酬と変動報酬から構成され、かつ報酬の一部を株式報酬とする業績連動型報酬に移行いたします。

#### (2) 当社が本信託に拠出する金額の上限および当社株式の取得方法

当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として、200百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定します。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として200百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

ご参考として、平成28年5月23日の終値2,910円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役への交付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額（200百万円）を原資に取得する株式数は、68,728株となります。

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。

### （3）取締役に交付される当社株式の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、各取締役の職務内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績目標達成度を勘案して計算される数のポイントを各取締役に付与します。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（4）の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

### （4）取締役に対する交付時期

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の交付を受ける場合があります。

なお、金銭交付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（参考）本制度の詳細につきましては、次項以降記載の当社平成28年5月24日付開示「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

## 【参考】平成28年5月24日付開示「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」

### 1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認を頂くことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

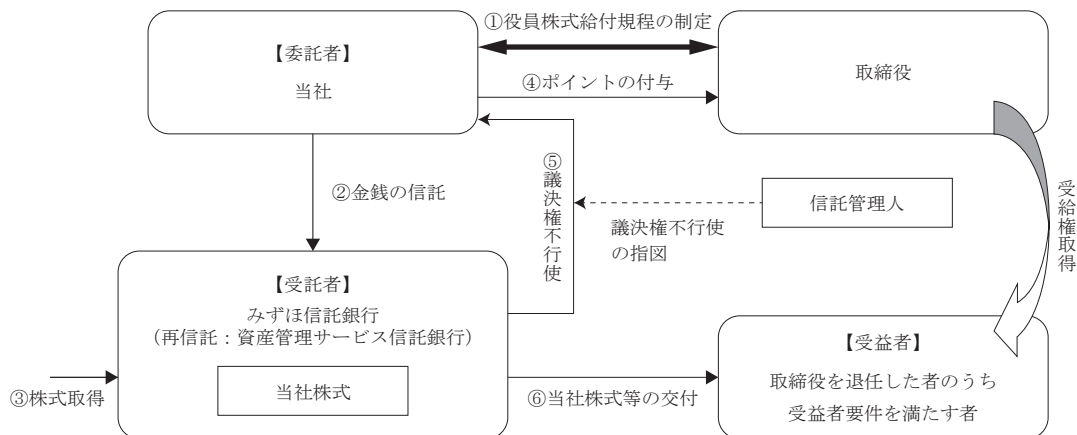
### 2. 本制度の概要

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役（業務執行取締役に限ります。以下同様です。）に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

なお、当社は平成16年9月に役員退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給も行っておらず、現在取締役の退任後に支払う報酬制度は設けておりません。本制度の導入により、取締役の報酬体系は、固定報酬と変動報酬から構成され、かつ報酬の一部を株式報酬とする業績連動型報酬に移行いたします。

#### <本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を交付します。

## (2) 本制度の対象者

当社業務執行取締役

## (3) 信託期間

平成28年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

## (4) 当社が本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数

本株主総会で、本制度導入のご承認を頂くことを条件として、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として、200百万円を上限として本信託に拠出いたします。



なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として200百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

ご参考として、平成28年5月23日の終値2,910円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役への交付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額（200百万円）を原資に取得する株式数は、68,728株となります。

#### （5）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。

#### （6）取締役へ交付される当社株式の算定方法

当社は、各事業年度に関して、各取締役の職務内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績目標達成度を勘案して計算される数のポイントを各取締役に付与します。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の株式交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

#### （7）取締役に対する交付時期

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式を時価で換算した金銭の交付を受ける場合があります。

なお、金銭交付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

#### （8）議決権の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して交付されることになります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

#### 【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社  
（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成28年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成28年8月（予定）から信託が終了するまで  
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以 上



## 第21回定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区大手町二丁目6番4号  
パソナグループ本部 8階ホール（受付は8階）  
電話 03-6734-0222（パソナグループ本部）



### 交通のご案内

- ・ J R 『東京駅』 日本橋口
- ・ 東京メトロ銀座線及び東西線 『日本橋駅』 A1 出口
- ・ 東京メトロ半蔵門線 『三越前駅』 B2 出口
- ・ 東京メトロ東西線 『大手町駅』 B9 出口

※株主総会の受付は8階になります。ご来場の際は1階入り口をご利用ください。

※当日は会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。